

令和8年度椎葉村ふるさとワーキングホリデー事業 業務仕様書

1. 業務名

令和8年度椎葉村ふるさとワーキングホリデー事業

2. 目的

本業務は、都市部等に居住する若者等を対象に、椎葉村における就業体験及び地域住民との交流機会を提供する「ふるさとワーキングホリデー」を実施することにより、地域産業の担い手確保、関係人口の創出・拡大、将来的な移住・定住促進につなげることを目的とする

3. 委託期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

4. 業務内容

受託者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる業務を一体的に実施するものとする。

（1）企画・運營業務（運営事務局機能）

- ・本事業全体の企画立案、進行管理及び運営統括
- ・年間実施計画の作成及び椎葉村との協議
- ・村内受入事業者との連絡調整
- ・実施に必要なマニュアル、運営資料等の作成

（2）参加者募集・受付業務

- ・参加者募集に係る広報計画の立案
- ・応募受付、問い合わせ対応
- ・参加者選考に係る事務補助
- ・参加者への事前説明、滞在中及び事後フォロー

（3）後方・情報発信業務

- ・note等を活用した情報発信コンテンツの企画・制作
- ・有料求人・募集メディアへの掲載及び記事制作
- ・本事業の魅力発信及び認知向上に資する広報活動

(4) 現地運営支援業務

- ・現地運営スタッフの配置及び管理
- ・参加者の村内移動、生活面に関する支援
- ・トラブル・緊急時における初動対応及び村への報告

(5) 直接経費の管理・手配

- ・参加者の移動手段（レンタカー等）の手配
- ・参加者宿泊施設の確保及び調整
- ・作業着等の備品準備
- ・労災保険及び就業中傷害共済への加入手続き
- ・スタッフ旅費、村内移動交通費等の管理

5. 実施規模

- ・実施回数：年5回以上
- ・参加者数：各回1名以上（延べ5名以上）
- ・実施期間：委託期間内に参加延べ日数60日以上の事業実施

6. 実施体制

事業者は、本業務を円滑に実施するため、事業責任者を配置するとともに、必要な人員体制を確保すること。

7. 成果物及び報告

- ・事業実施計画書
- ・広報用制作物（記事、データ等）
- ・実施報告書（各回実施後及び年度終了後）

8. 委託料

本業務に係る委託料の上限額は、別途公募要領に定める額以内とする。

9. 再委託

事業者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部について、あらかじめ椎葉村の承諾を得た場合はこの限りではない。

10. 守秘義務及び個人情報の取扱い

事業者は、本業務を通じて知り得た個人情報及び秘密情報について、関係法令を遵守し、適切に管理するものとする。

1 1. 提案にあたっての留意事項

- ・ 本仕様書の内容を踏まえ、効果的かつ実現可能な企画提案を行うこと。
- ・ 地域特性を理解した提案とすること。
- ・ 独自性や過去の実績を踏まえた工夫を盛り込むこと。

1 2. その他

本仕様書に定めのない事項については、椎葉村と事業者が協議の上、決定するものとする。